

## 福岡市住居確保給付金のご案内

### 1 住居確保給付金とは

離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住居を失うおそれのある方等に対し、家賃相当分の給付金を支給し、住居の確保と就職に向けた支援を行います。

### 2 対象者（概要）

次の全てに該当する方（よくある質問や支給対象にならない場合を市ホームページに掲載しています）

- 住居を失うおそれがある、または住居を失った。
- 離職、廃業の日から2年以内、又は、  
休業等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある。
- 離職等の前に、世帯の生計を主に維持していた。
- 申請時にハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口のどちらかで求職申込をし、求職活動を行う、または行っている（裏面5）。
- 申請者の世帯の収入の合計が、収入基準額以下である（※①）。
- 申請者の世帯の金融資産（預貯金及び現金）の合計が、一定額以下である（※②）。
- 職業訓練受講給付金を、申請者及びその世帯員が受けていない。  
※令和5年3月末までに申請又は受給中の方は併給可能。（ただし令和3年5月以前の受給を除く）
- 申請者及びその世帯員が暴力団員でない。

#### ※①収入基準額＝基準額＋家賃額（上限あり）

（例）1人世帯で、家賃額が5.0万円の場合 8.4万円＋3.6万円＝12.0万円

| 世帯員数 | 収入基準額     |                    | (参考) 上限額 |
|------|-----------|--------------------|----------|
| 1人   | 基準額 8.4万円 | ＋ 家賃額 (上限3.6万円) 以下 | 12.0万円   |
| 2人   | 〃 13.0万円  | ＋ 〃 (上限4.3万円) 以下   | 17.3万円   |
| 3人   | 〃 17.2万円  | ＋ 〃 (上限4.7万円) 以下   | 21.9万円   |
| 4人   | 〃 21.4万円  | ＋ 〃 (上限4.7万円) 以下   | 26.1万円   |
| 5人   | 〃 25.5万円  | ＋ 〃 (上限4.7万円) 以下   | 30.2万円   |
| 6人   | 〃 29.7万円  | ＋ 〃 (上限5.0万円) 以下   | 34.7万円   |
| 7人   | 〃 33.4万円  | ＋ 〃 (上限5.6万円) 以下   | 39.0万円   |
| 8人   | 〃 37.0万円  | ＋ 〃 (上限5.6万円) 以下   | 42.6万円   |
| 9人   | 〃 40.7万円  | ＋ 〃 (上限5.6万円) 以下   | 46.3万円   |
| 10人  | 〃 44.3万円  | ＋ 〃 (上限5.6万円) 以下   | 49.9万円   |

#### ※②金融資産の額＝預貯金・現金の合計

| 世帯員数 | 預貯金及び現金の合計 |
|------|------------|
| 1人   | 50.4万円以下   |
| 2人   | 78.0万円以下   |
| 3人以上 | 100.0万円以下  |

### 3 支給方法・支給額

#### ① 支給方法

福岡市から賃貸住宅の貸主等に直接振り込みます。

給与収入（総支給額－交通費支給額）、  
事業収入（経費を差し引いた後の額）や、  
年金・手当・仕送り等の収入を合計

#### ② 支給額 家賃相当額（下表の額が上限）

| 世帯員数  | 上限額   |
|-------|-------|
| 1人    | 3.6万円 |
| 2人    | 4.3万円 |
| 3人～5人 | 4.7万円 |
| 6人    | 5.0万円 |
| 7人以上  | 5.6万円 |

世帯の収入が「基準額」を超える場合の支給額は、左の表の上限額を最大として、  
基準額＋実際の家賃額－収入の額で計算  
(例) 1人世帯で家賃額 5.0万円、収入 11.0万円  
支給額 = 8.4万円 + 5.0万円 - 11.0万円  
= 2.4万円

ただし、世帯の収入が、「2 対象者（概要）※① 表」の「基準額」（1人世帯の例で 8.4万円）を超えると、支給額が調整される場合があります。

### 4 支給期間

原則3か月（最大9か月まで受給できます。）

### 5 支給期間中の求職活動

支給期間中は、下記①～③の求職活動を行うことが必要です。

- ①毎月2回以上、ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口のどちらかで職業相談を受けること
- ②毎月1回以上、福岡市生活自立支援センターでの就労に関する面談等を受けること
- ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

※①と③の活動は、離職又は廃業していない方については任意です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、②は主に電話や書面での報告で行っています。

※①と③については、当面の間、これらの回数を月1回に緩和します。

### 6 受給終了後の再支給

- 給付金の受給終了後に「雇用主の都合により新たに解雇された場合」は、申請により再度給付金を受給することができます（申請期限なし、支給期間は新規申請と同じ）。
- 令和3年2月の制度改正で、受給終了後に「雇用主都合による解雇以外の離職、廃業、休業等により減収した場合」も、再受給ができるようになりました。ただし、令和5年3月末までの申請が必要（消印有効）、支給期間は3か月（延長なし）です。

### 7 相談・申請先

#### ○福岡市生活自立支援センター

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラオフィス棟 7階

電話：0120-17-3456（フリーダイヤル）、092-732-1188

FAX：092-732-1190

#### ○福岡市生活自立支援センター分室

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-2-12 メットライフ天神ビル 8階

電話：0120-20-0607（フリーダイヤル）、092-401-1886

FAX：092-401-1887

どちらも開館時間は9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始休館）